

横 浜 市
新横浜駅・小机駅・大倉山駅周辺地区
道路特定事業計画

2 0 2 5 年 1 0 月

横 浜 市 港 北 区
横 浜 市 道 路 局

横 浜 市

新横浜駅・小机駅・大倉山駅周辺地区

道路特定事業計画

【目 次】

1. はじめに	1
2. バリアフリー法の仕組み	1
3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路	2
4. 道路特定事業計画とは	6
5. 整備方針	6
6. 整備計画	11
(1)新横浜駅周辺地区	
1)個別経路の事業計画	
2)道路特定事業計画の対象経路	
(2)小机駅周辺地区	
1)個別経路の事業計画	
2)道路特定事業計画の対象経路	
(3)大倉山駅周辺地区	
1)個別経路の事業計画	
2)道路特定事業計画の対象経路	
7. 道路特定事業計画の推進にあたって	35

1. はじめに

横浜市では、平成18年12月のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。

港北区では、平成18年度に新横浜駅周辺地区において、交通バリアフリー基本構想を作成し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきましたが、平成18年度以降に整備された施設や新横浜駅篠原口の再開発等、今後の予定事業も踏まえて、基本構想の継続的な発展（スパイラルアップ）を図る必要があることから、新横浜駅周辺地区の見直しに加えて、新横浜駅周辺地区と一体の駅勢圏を有する小机駅周辺、大倉山駅周辺まで拡張した新たな基本構想の検討を進め、「港北区バリアフリー基本構想」を作成しました。

今回、この基本構想の実現に向け、「新横浜駅・小机駅・大倉山駅周辺地区道路特定事業計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

2. バリアフリー法の仕組み

（1）バリアフリー法とは

高齢者、障害者、妊婦、けが人等の、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

■公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課せられます。

■重点整備地区のバリアフリー化の推進

市町村はバリアフリー法に基づき、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため「バリアフリー基本構想」を作成するよう努めるものとされています。

(2) バリアフリー基本構想とは

重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者障害者等が利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容等を定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化の事業を実施することになります。

横浜市では、原則、基本構想策定から5年後または10年後を目標に事業を実施していきます。

3. 重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

港北区バリアフリー基本構想では、新横浜駅、小机駅、大倉山駅周辺地区において、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路が定められています。

■生活関連施設とは

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活においてよく利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の施設のことです。

主として、

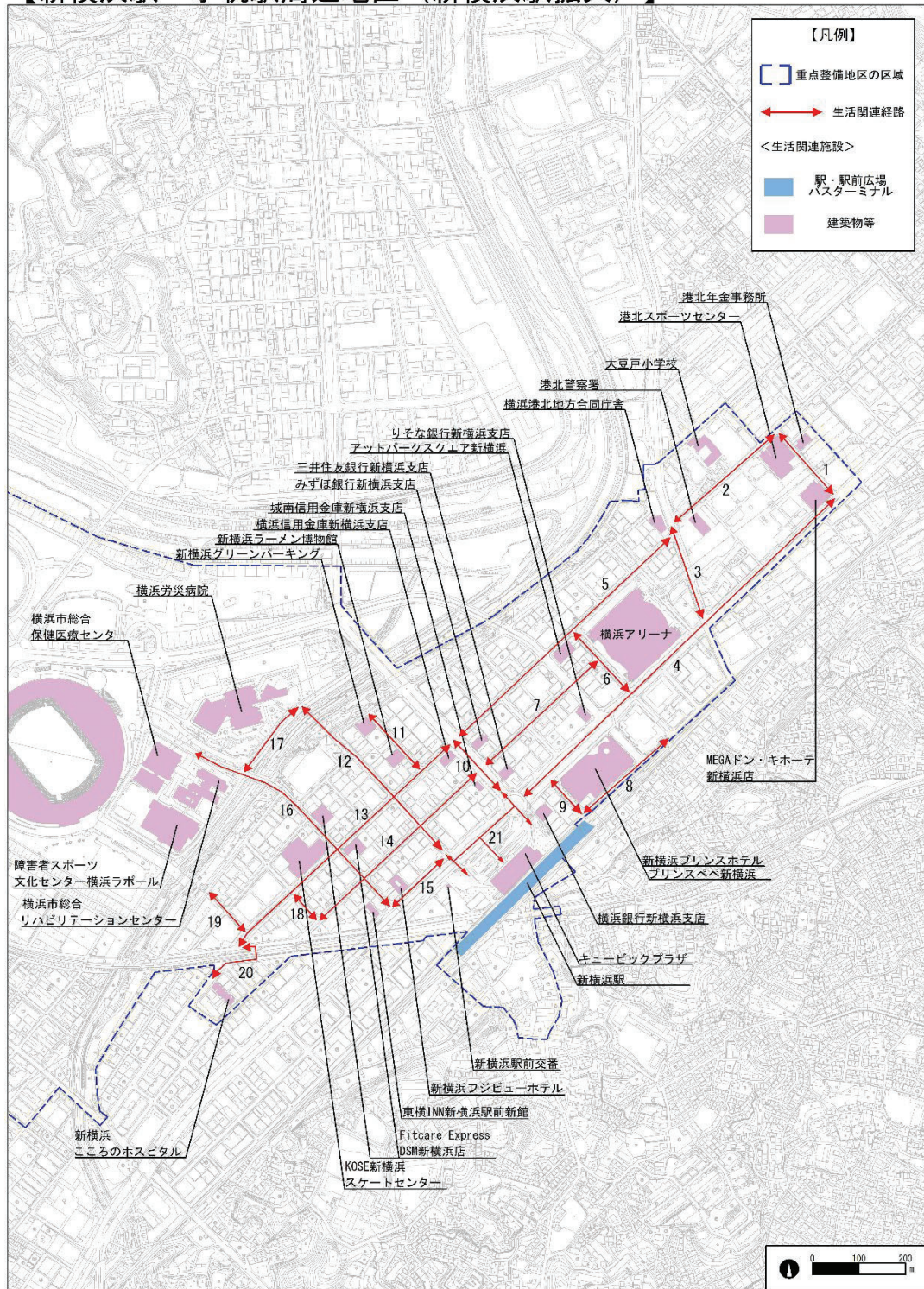
- (1) 高齢者や障害者等を含む不特定多数の人がよく利用する施設であること。
- (2) その施設へ至る手段が、主に新横浜駅、小机駅、大倉山駅からの徒歩圏内（概ね500m圏内）であること。

■生活関連経路とは

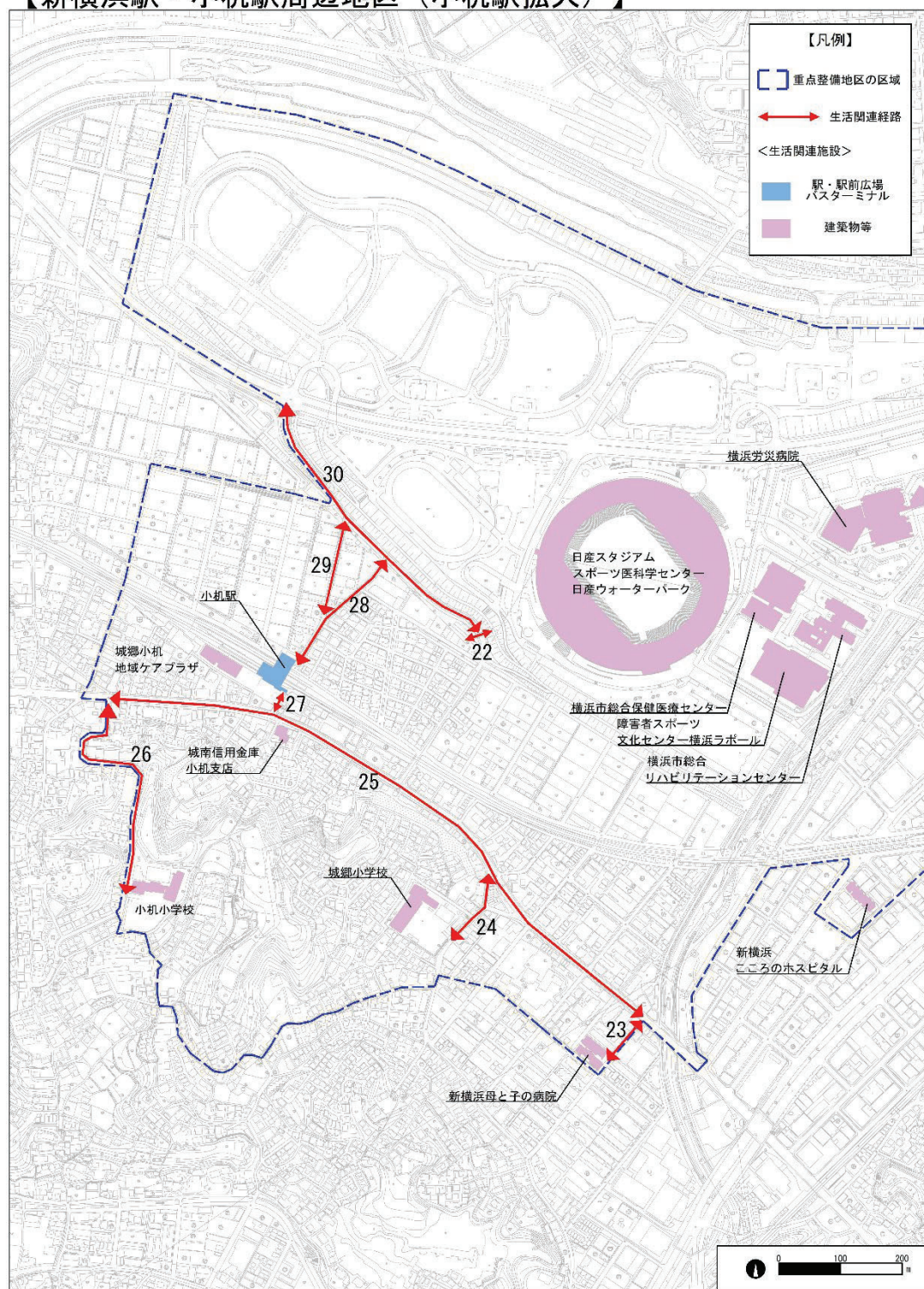
生活関連施設間を結ぶ経路のことです。

重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

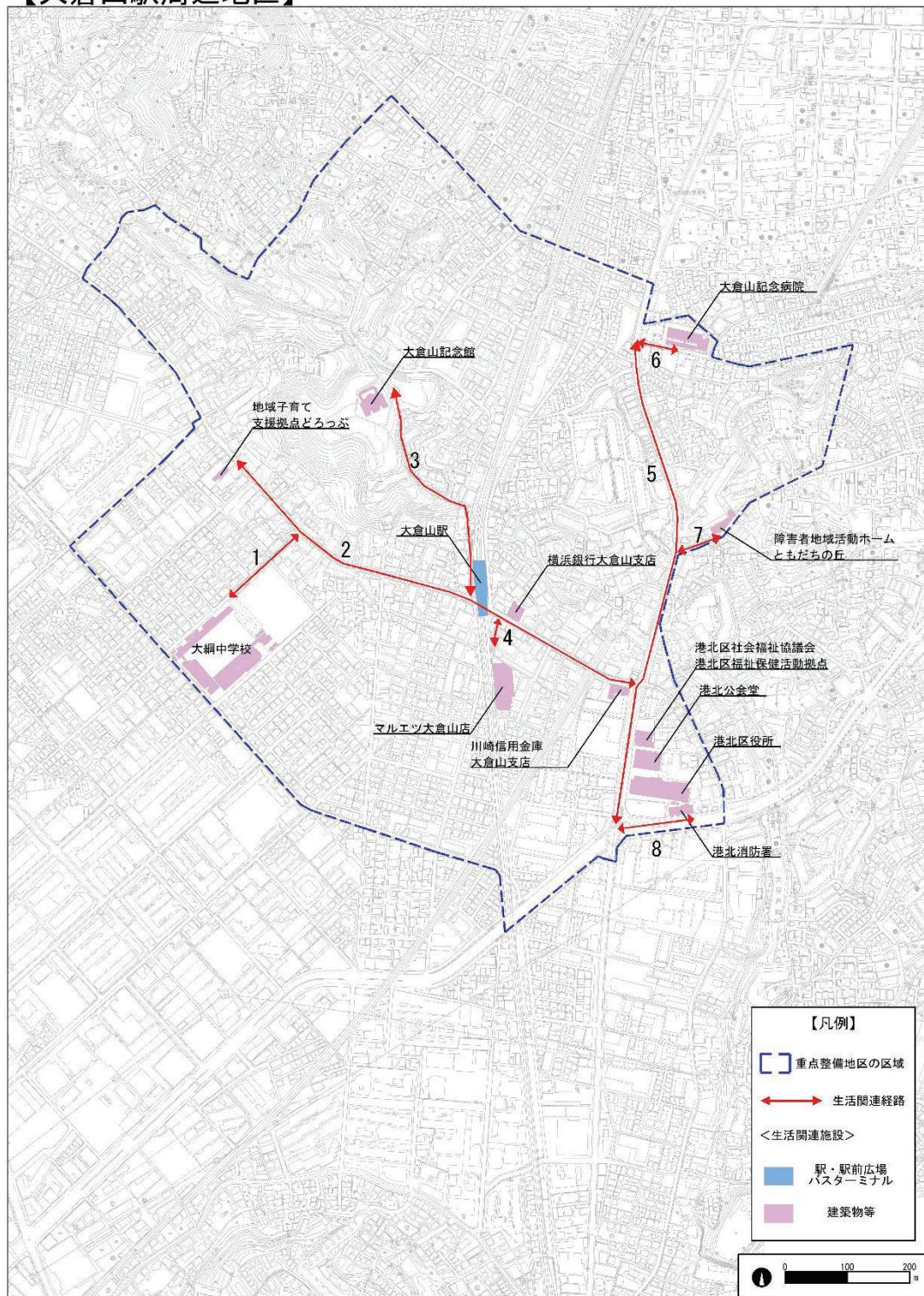
【新横浜駅・小机駅周辺地区（新横浜駅拡大）】



【新横浜駅・小机駅周辺地区（小机駅拡大）】



【大倉山駅周辺地区】



【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

4. 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

5. 整備方針

(1) 目標年次

原則として、令和10年度（2028年度）または令和15年度（2033年度）までを目標に整備を実施します。

(2) 整備レベルの設定

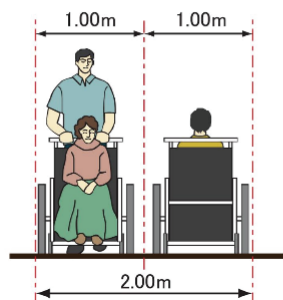
地域特性や現況のデザイン、周辺沿道状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。なお効果的に整備するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。

(3) 主な整備基準

「横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例」で定める基準を基本とし整備を実施します。

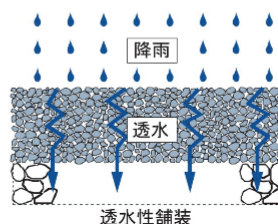
■ 歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



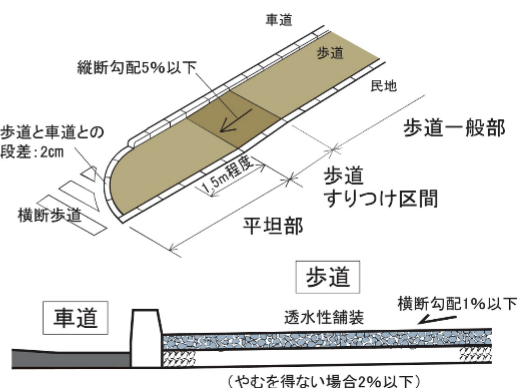
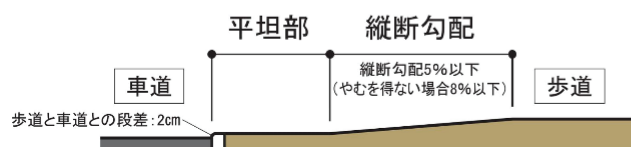
■ 舗装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入り口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置例

6. 整備計画

重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画します。

なお、他事業者との調整や予算により計画の見直しを実施することがあります。（基本構想で提起された課題のうち、すでに整備や改修が完了した箇所については事業から除外しています）

（１）新横浜駅周辺地区

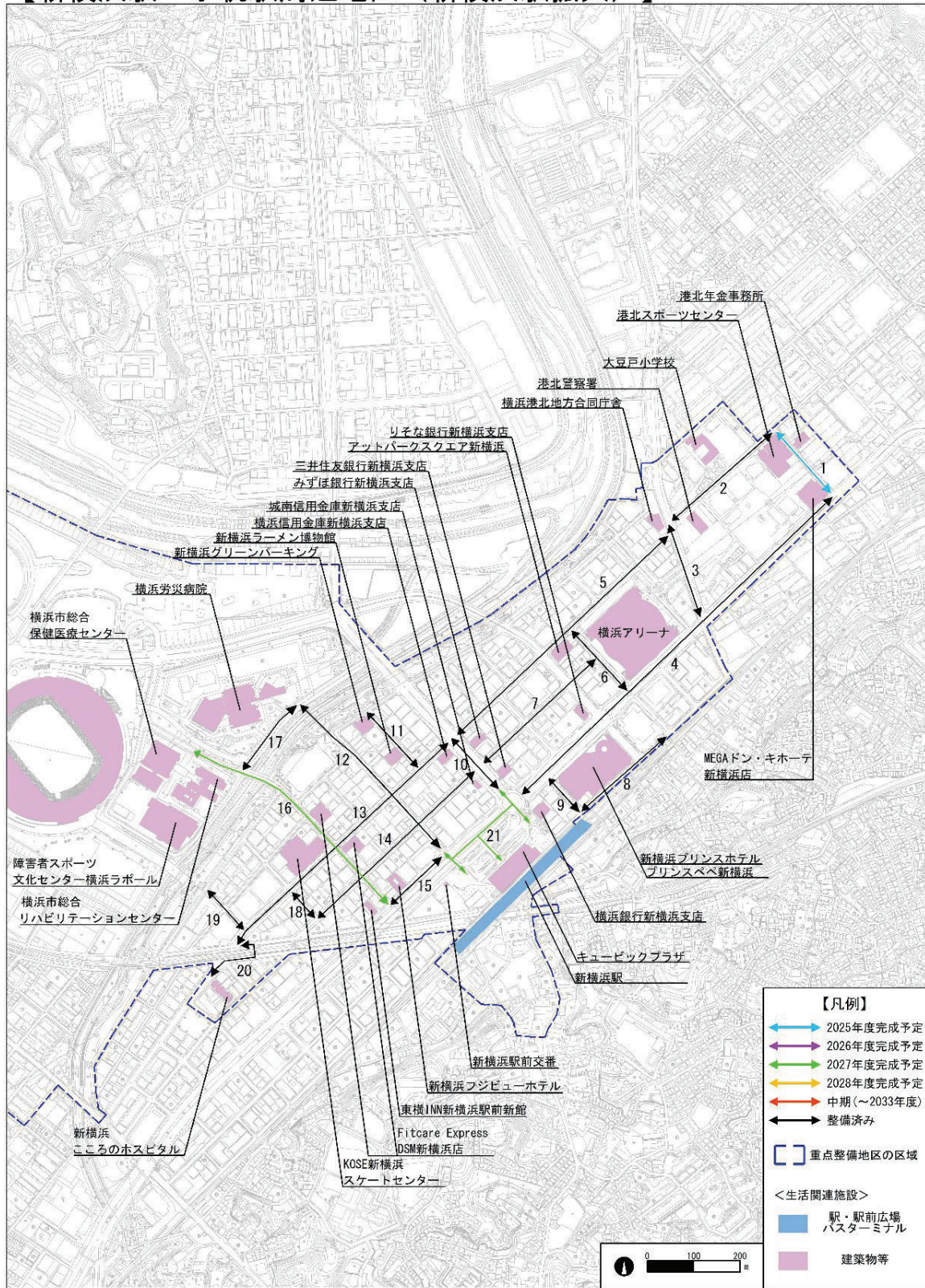
１）個別経路の事業計画

【新横浜駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間			事業内容と事業量																	事業実施 予定期間 (年度)					事業実施に 際して配慮 すべき 重要事項
経路名称 事業区間	事業延長	経路の 種別	歩行空間の 確保	道路構造の改修					視覚障害者誘導用 ブロックの 敷設・改修				その他												
				歩道の 拡張	車道の 改修	歩道の改修			連絡経路 敷設導の	部分敷設 交差点等の		排水施設 の改修	誘導シートの 設置	乗降場の 整備	案内板等の 設置	排水施設 の蓋改修	音声案内板 の改修	案内板の 変更	エスケー タの音声						
						全面改修	部分改修	平坦性の 改善		歩車道境界 の改修	新設									改修	新設	改修	m	m	
			m	m	m	m	箇所	箇所	m	m	箇所	箇所	m	m	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	2025	2026	2027	2028	中期	
1	大倉山第274号線	10	●								1									●					
16	小机第70号線	15	●					1														●			
21	新横浜駅北口歩道橋	15	●														1	1		●	●				

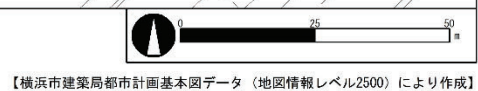
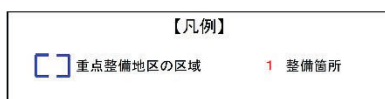
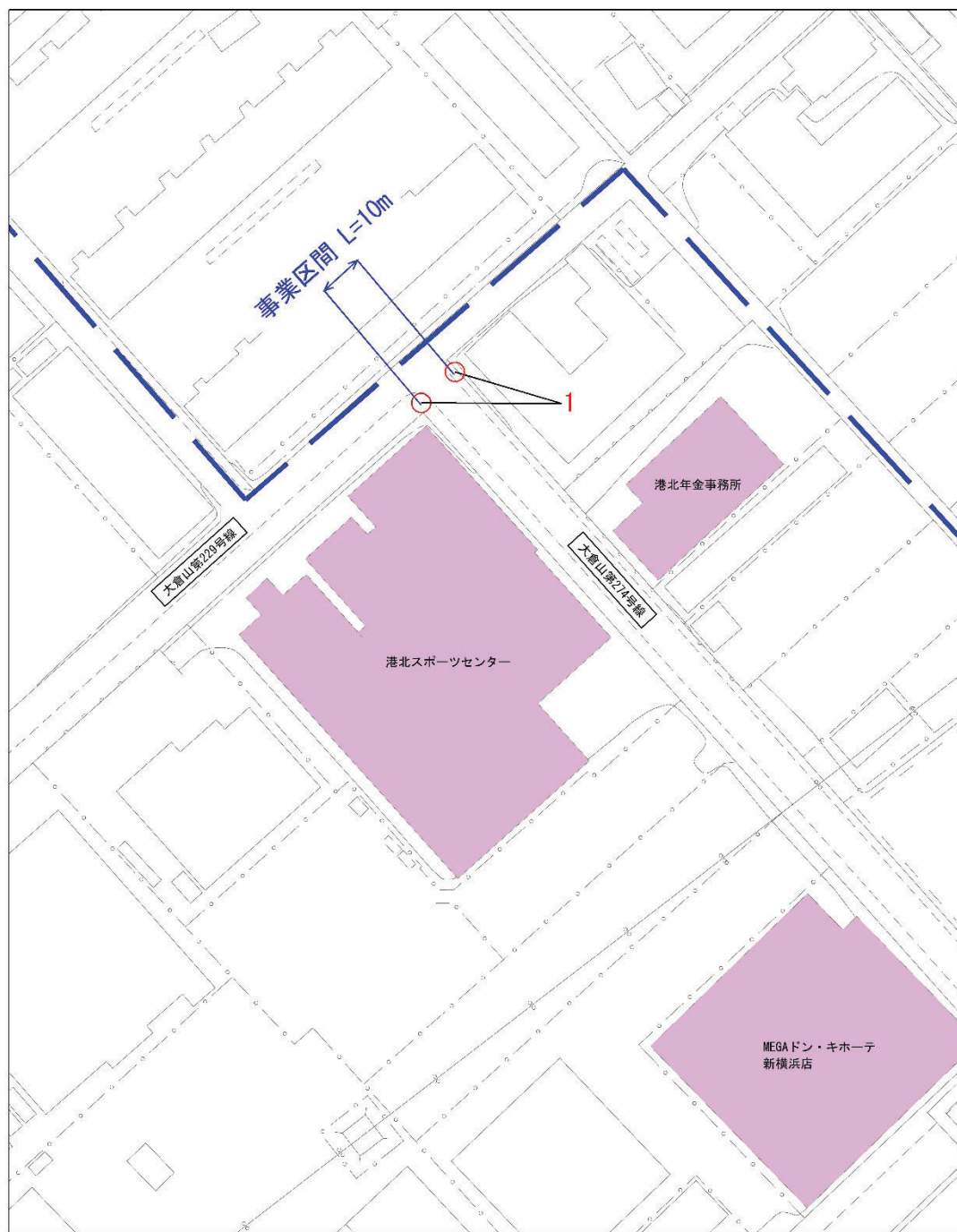
2) 道路特定事業計画の対象経路

【新横浜駅・小机駅周辺地区（新横浜駅拡大）】



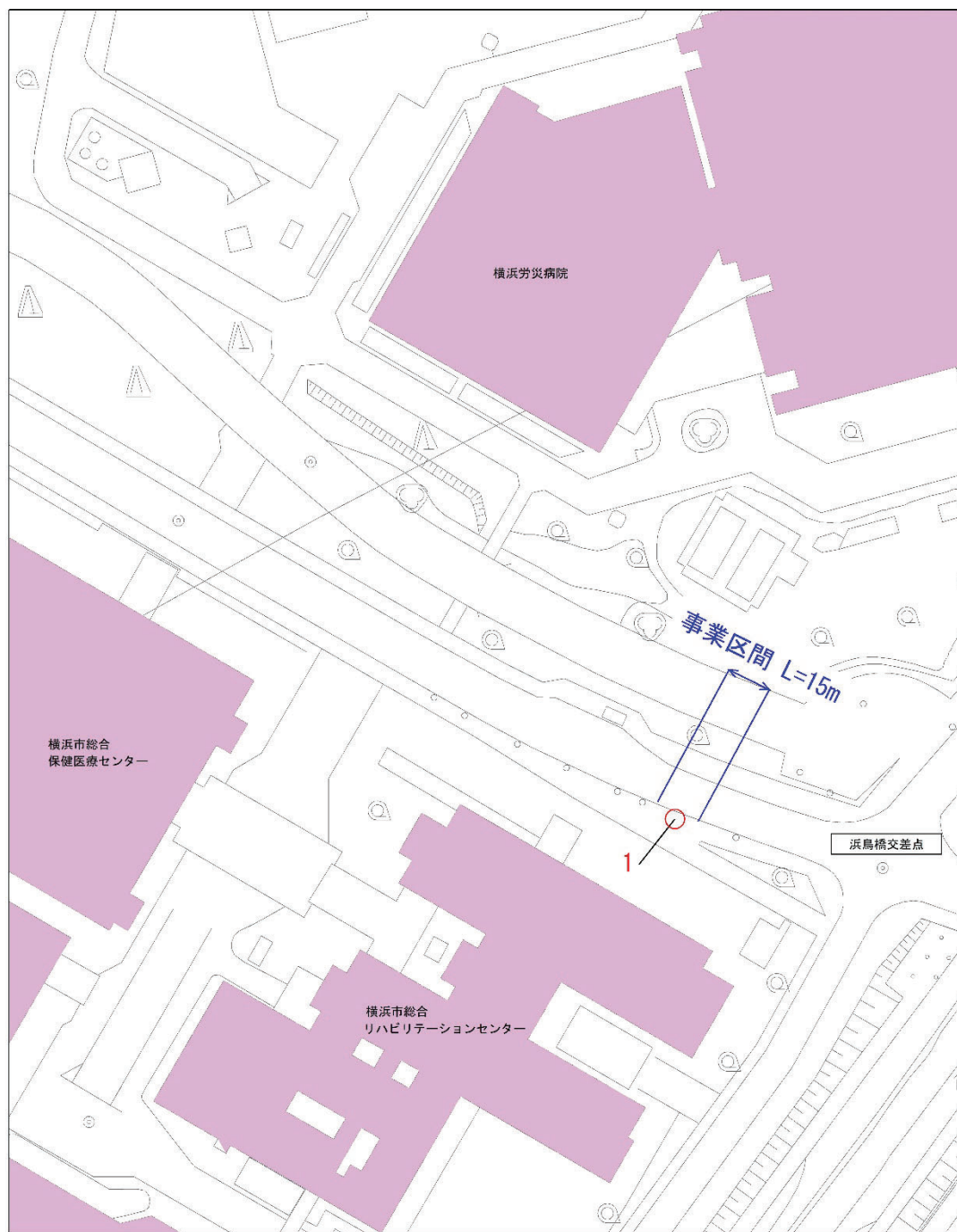
■新横浜駅周辺:経路1

道路特定事業計画書【生活関連経路】						
経路名		大倉山第274号線				
事業区間		大倉山第229号線交点				
事業番号		【S-2-1】				
事業延長		10m				
事業実施予定期間		2025年度				
【整備方針】						
課題：視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。						
対策：視覚障害者誘導用ブロックの設置。						
【事業内容】						
整備項目				事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保						
歩道の拡幅		m				
道路構造の改修						
車道の改修		m ²				
	歩道の改修	全面改修	m			
		部分改修	m ²			
		平坦性の改善	箇所			
		歩車道境界ブロックの改修	箇所			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修						
	経路誘導の連続敷設	新設	m			
		改修	m			
	交差点等の部分敷設	新設	箇所	1	1	
		改修	箇所			
その他						
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】						



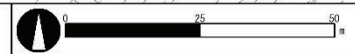
■新横浜駅周辺:経路16

道路特定事業計画書【生活関連経路】						
経路名		小机第70号線				
事業区間		浜鳥橋交差点先				
事業番号		【S-2-2】				
事業延長		15m				
事業実施予定期間		2027年度				
【整備方針】						
課題: 歩道の横断勾配が急になっている。						
対策: 歩道の横断構造の改修。						
【事業内容】						
整備項目				事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保						
歩道の拡幅		m				
道路構造の改修						
車道の改修		m ²				
歩道の改修	全面改修	m				
	部分改修	m ²				
	平坦性の改善	箇所	1	1		
	歩車道境界ブロックの改修	箇所				
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修						
経路誘導の連続敷設	新設	m				
	改修	m				
交差点等の部分敷設	新設	箇所				
	改修	箇所				
その他						
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】						



【凡例】

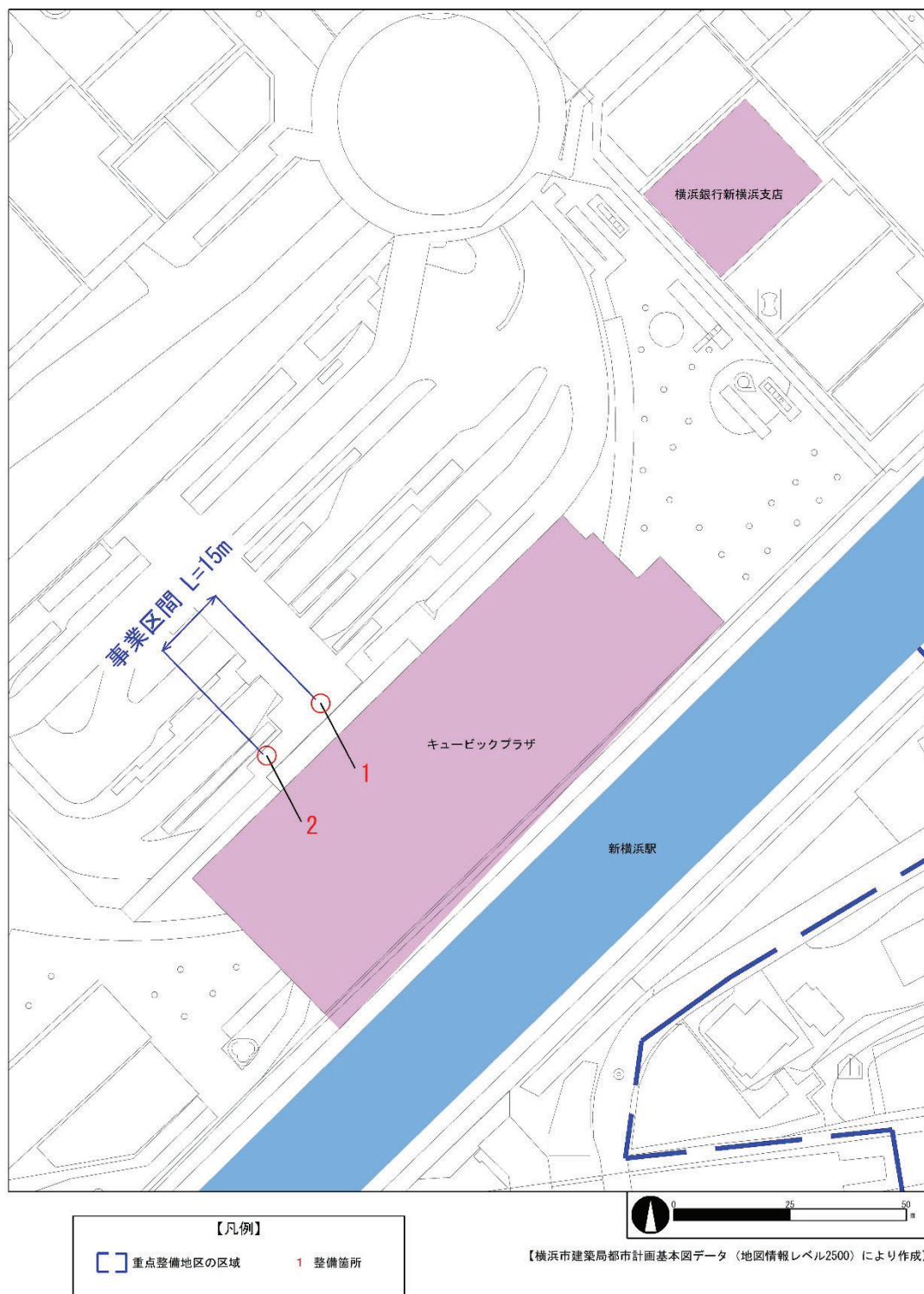
重点整備地区の区域 1 整備箇所



【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

■新横浜駅周辺:経路21

道路特定事業計画書【生活関連経路】						
経路名		新横浜駅北口歩道橋				
事業区間		新横浜駅北口歩道橋				
事業番号		【S-2-14】【S-2-15】				
事業延長		15m				
事業実施予定期間		2026年度～2027年度				
【整備方針】						
課題:【S-2-14】 エスカレーターの音声案内に、昇降方向についての案内がない。						
【S-2-15】 音声案内板が破損している。						
対策:【S-2-14】 エスカレーターの音声案内の変更。						
【S-2-15】 音声案内板の改修。						
【事業内容】						
整備項目				事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保						
歩道の拡幅		m				
道路構造の改修						
車道の改修		m ²				
	歩道の改修	全面改修	m			
		部分改修	m ²			
		平坦性の改善	箇所			
		歩車道境界ブロックの改修	箇所			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修						
	経路誘導の連続敷設	新設	m			
		改修	m			
	交差点等の部分敷設	新設	箇所			
		改修	箇所			
その他						
エスカレーターの音声案内の変更		箇所	1	1		
音声案内板の改修		箇所	1	2		
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】						



※バリアフリー基本構想において、S-2-5の課題があげられているが、現地調査、埋設物調査の結果、現場制約により事業が困難であることが確認されたため本計画では対象としないこととする。

(2) 小机駅周辺地区

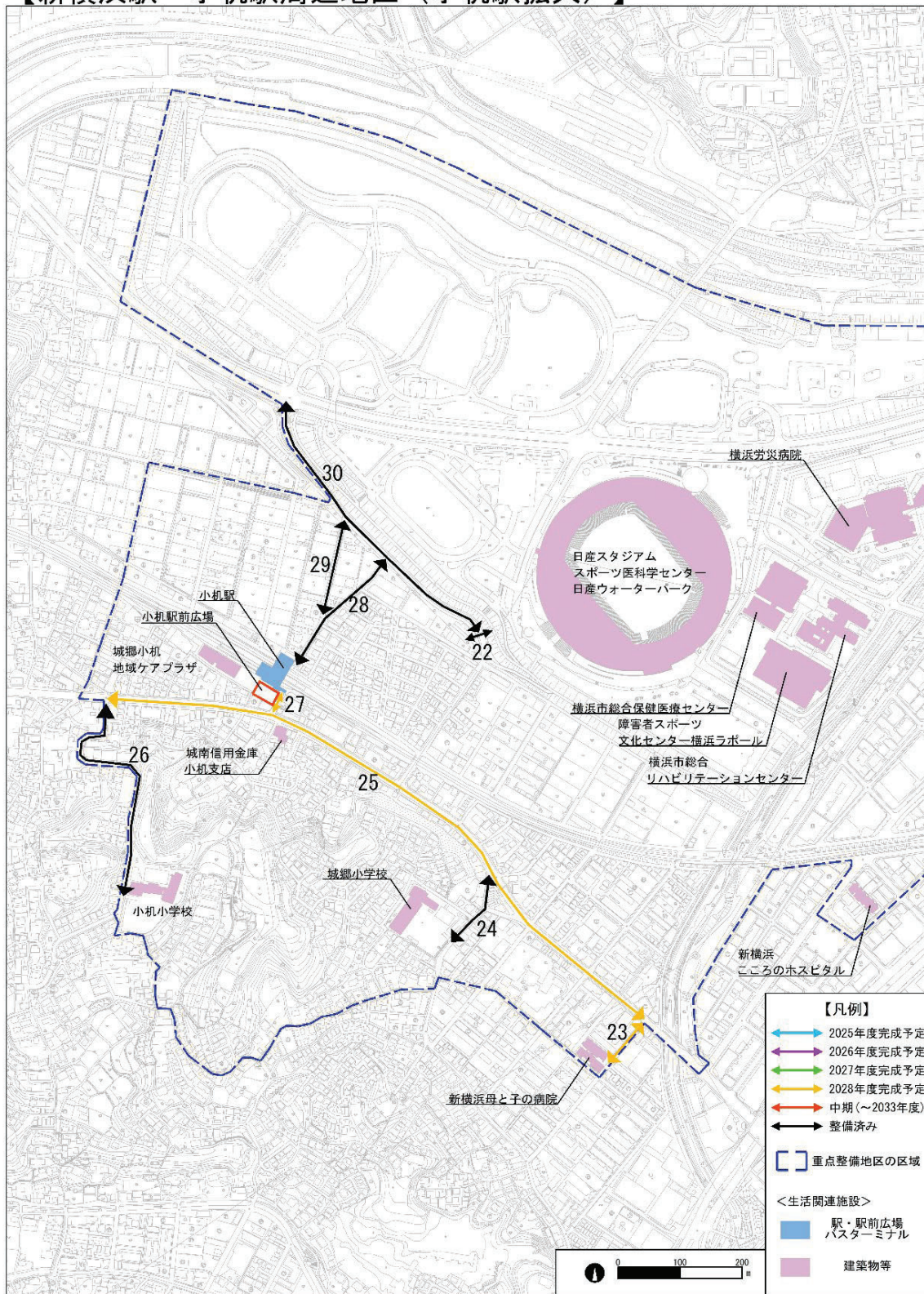
1) 個別経路の事業計画

【小机駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間				事業内容と事業量																事業実施 予定期間 (年度)					事業実施に 際して配慮 すべき 重要事項	
経路名称 事業区間	事業延長	経路の 種別		歩行 空間の 確保	道路構造の改修				視覚障害者誘導用 ブロックの 敷設・改修				その他													
		生活 関連 施設	生活 関連 経路		歩道 の 拡 幅	車道 の 改修	歩道の改修			歩 道 境 界 の 改修	連続 誘導 の 敷設		交差 点等 の 敷設		排水 施設 の 改修	誘導 シートの 設置	乗降 場の 整備	案内 板等 の 設置	排水 施設 の 改修							音声 案内 板の 改修
m	m	m	m	m	m	箇所	箇所	m	m		箇所	箇所	m	m						箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
23	小机第259号線	45	●											45									●			
25	県道横浜上麻生線、県道横浜生田	570	●									3						1				●	●			
27	小机第59号線	30	●														1						●			小机駅自由通路内 北口側エレベーター用
	小机駅前広場		●						3	1						1							●			道路局建設課にて 事業検討

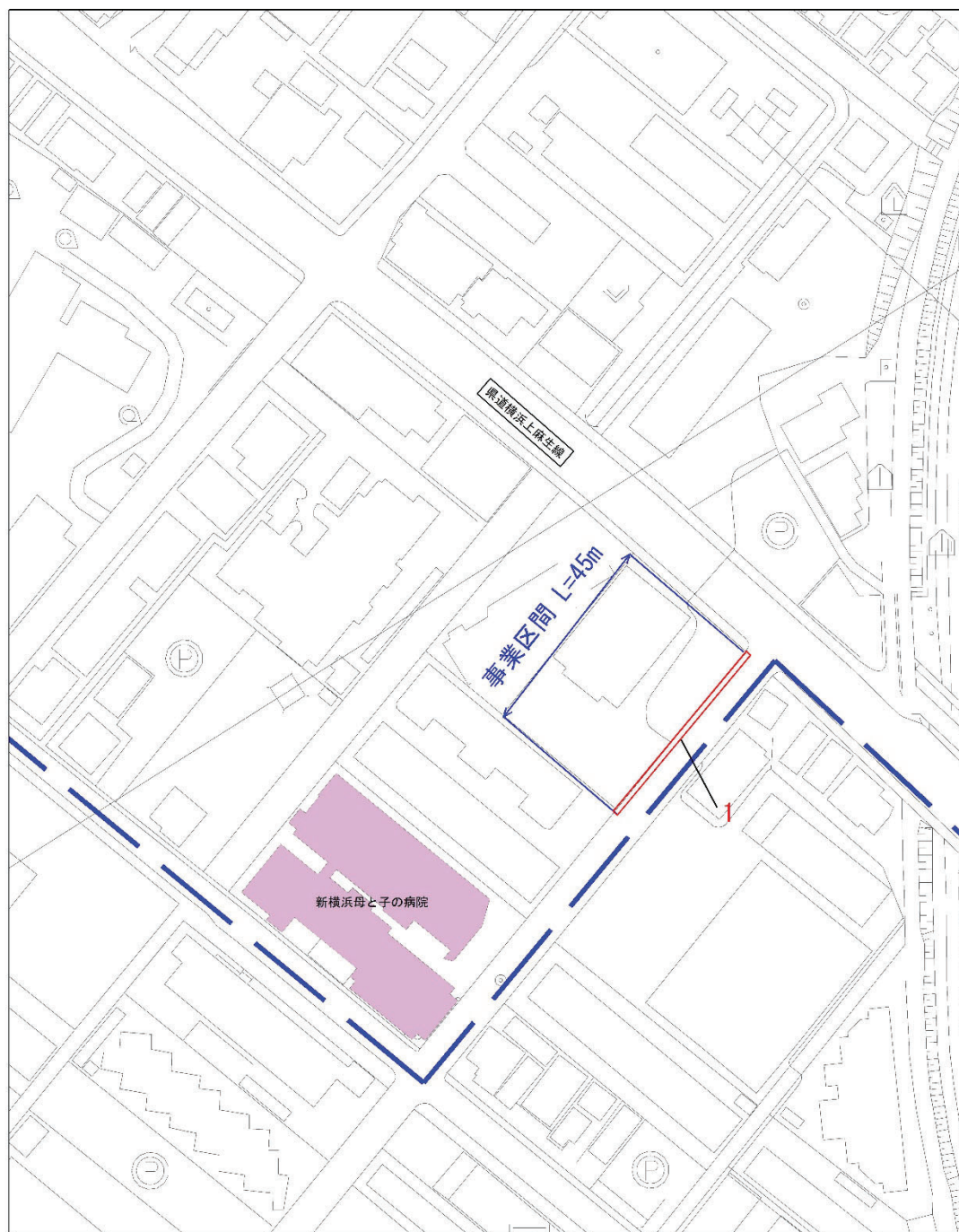
2) 道路特定事業計画の対象経路

【新横浜駅・小机駅周辺地区（小机駅拡大）】



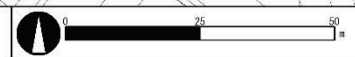
■小机駅周辺:経路23

道路特定事業計画書【生活関連経路】						
経路名		小机第259号線				
事業区間		横浜上麻生線交点～新横浜母と子の病院先				
事業番号		【S-2-3】				
事業延長		45m				
事業実施予定期間		2028年度				
【整備方針】						
課題：側溝と舗装に段差が出来ている。						
対策：側溝の改修による段差解消。						
【事業内容】						
整備項目				事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保						
歩道の拡幅		m				
道路構造の改修						
車道の改修		m ²				
	歩道の改修	全面改修	m			
		部分改修	m ²			
		平坦性の改善	箇所			
		歩車道境界ブロックの改修	箇所			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修						
	経路誘導の連続敷設	新設	m			
		改修	m			
	交差点等の部分敷設	新設	箇所			
		改修	箇所			
その他						
排水施設の改修		m	45	1		
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】						



【凡例】

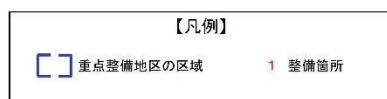
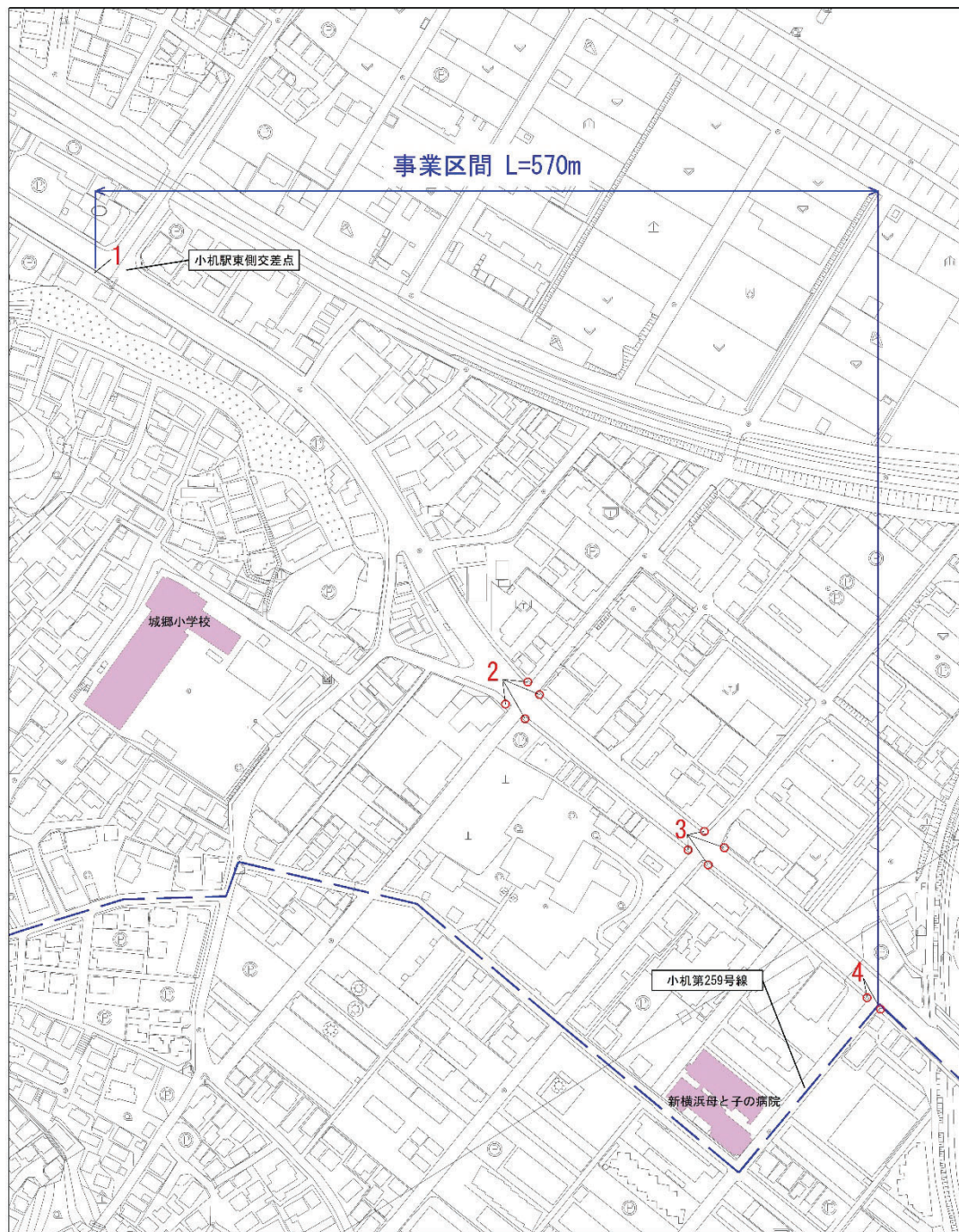
重点整備地区の区域
 1 整備箇所



【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

■小机駅周辺:経路25

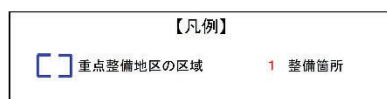
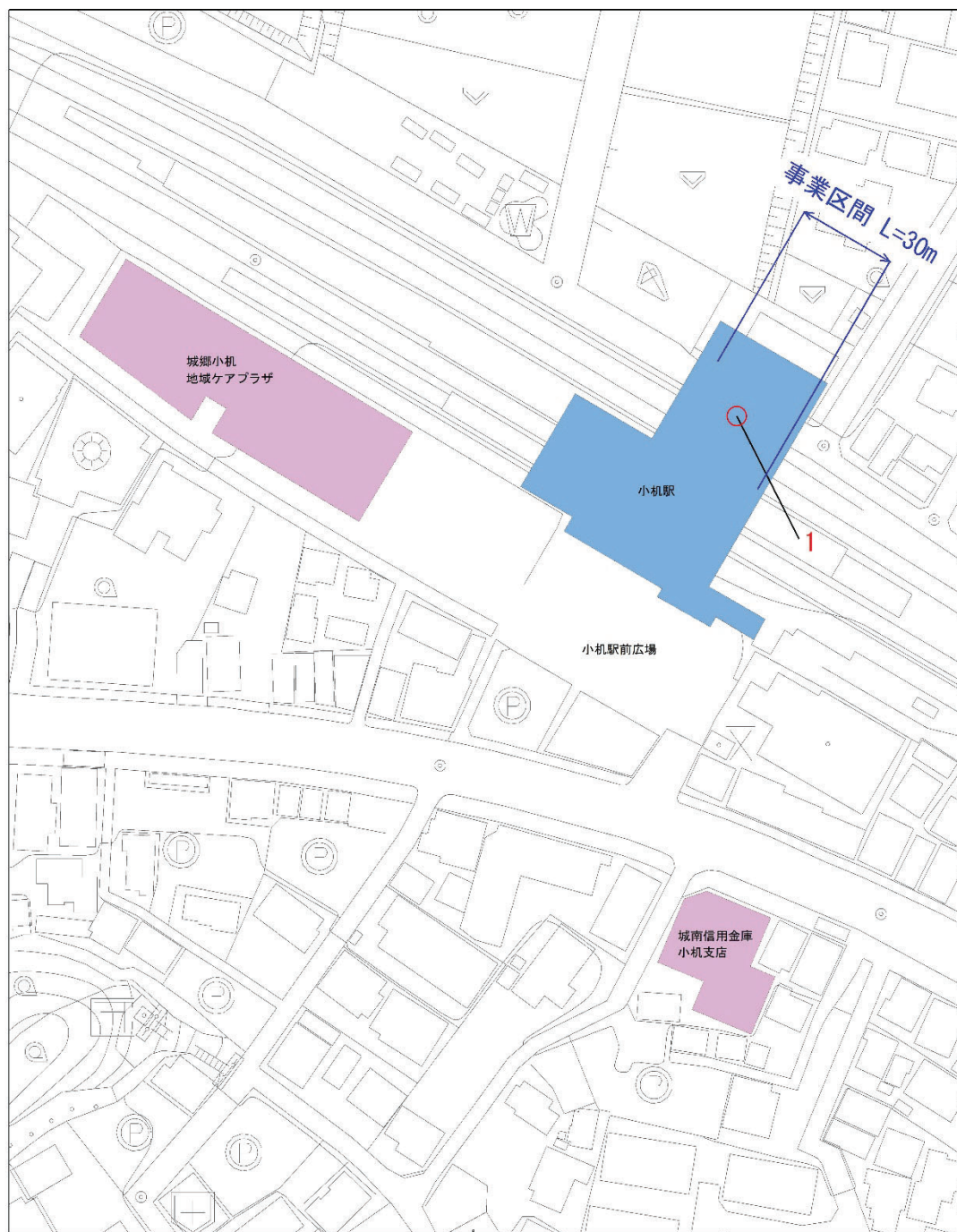
道路特定事業計画書【生活関連経路】						
経路名		県道横浜上麻生線、県道横浜生田				
事業区間		小机駅東側交差点～小机第259号線交点				
事業番号		【S-2-4】【S-2-6】【S-2-8】【S-2-9】				
事業延長		570m				
事業実施予定期間		2027年度～2028年度				
【整備方針】						
課題：【S-2-4】 排水施設の蓋の隙間が大きい。 【S-2-6】【S-2-8】【S-2-9】 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。						
対策：【S-2-4】 排水施設の蓋を隙間が小さい規格に交換。 【S-2-6】【S-2-8】【S-2-9】 視覚障害者誘導用ブロックの設置。						
【事業内容】						
整備項目				事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保						
歩道の拡幅		m				
道路構造の改修						
車道の改修		m ²				
	歩道の改修	全面改修	m			
		部分改修	m ²			
		平坦性の改善	箇所			
		歩車道境界ブロックの改修	箇所			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修						
	経路誘導の連続敷設	新設	m			
		改修	m			
	交差点等の部分敷設	新設	箇所	3	2,3,4	
		改修	箇所			
その他						
排水施設の蓋改修		箇所	1	1		
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】						



【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

■小机駅周辺:経路27

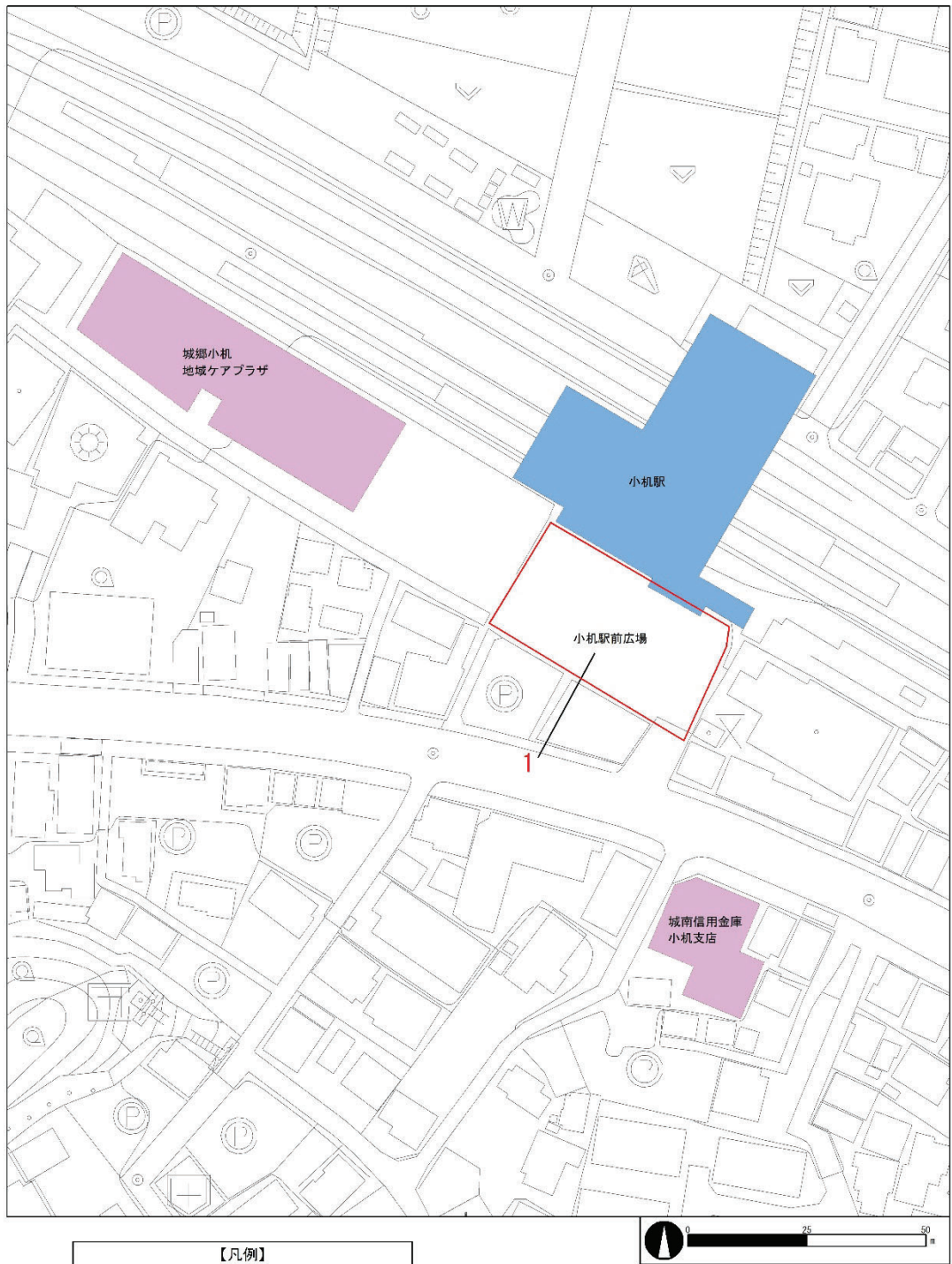
道路特定事業計画書【生活関連経路】						
経路名		小机第59号線				
事業区間		小机駅自由通路内				
事業番号		【S-2-10】				
事業延長		30m				
事業実施予定期間		2028年度				
【整備方針】						
課題: 北口側エレベーターに対しての案内が無く、位置が分かりにくい。						
対策: 案内板等の設置。						
【事業内容】						
整備項目				事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保						
歩道の拡幅		m				
道路構造の改修						
車道の改修		m ²				
歩道の改修	全面改修	m				
	部分改修	m ²				
	平坦性の改善	箇所				
	歩車道境界ブロックの改修	箇所				
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修						
経路誘導の連続敷設	新設	m				
	改修	m				
交差点等の部分敷設	新設	箇所				
	改修	箇所				
その他						
案内板等の設置		箇所	1	1		
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】						



【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

■小机駅周辺:小机駅前広場

道路特定事業計画書【生活関連施設】						
経 路 名		小机駅前広場				
事 業 区 間		小机駅前広場				
事 業 番 号		【S-2-16】【S-2-17】【S-2-18】【S-2-19】【S-2-20】				
事 業 延 長						
事業実施予定期間		中期(～2033年度)				
【整備方針】						
課題:【S-2-16】バス停前の歩道にくぼみがある。						
【S-2-17】駅前広場内に段差がある。						
【S-2-18】駅前広場内の歩車道の区別がされていない。						
【S-2-19】駅前広場内の車両乗降場に屋根が無い。						
【S-2-20】駅前広場内の側溝に段差がある。						
対策:【S-2-16】平坦性の改善。						
【S-2-17】平坦性の改善。						
【S-2-18】歩車道境界を縁石で区別。						
【S-2-19】屋根付き乗降場の整備。						
【S-2-20】平坦性の改善。						
【事業内容】						
整備項目				事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保						
歩道の拡幅		m				
道路構造の改修						
車道の改修		m ²				
歩道の改修	全面改修	m				
	部分改修	m ²				
	平坦性の改善	箇所	3	1		
	歩車道境界ブロックの改修	箇所	1	1		
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修						
経路誘導の連続敷設	新設	m				
	改修	m				
交差点等の部分敷設	新設	箇所				
	改修	箇所				
その他						
乗降場の整備		箇所	1	1		
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】						
上記事業の詳細に関しては道路局建設課にて検討。						



【凡例】

重点整備地区の区域

1 整備箇所

【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

(3) 大倉山駅周辺地区

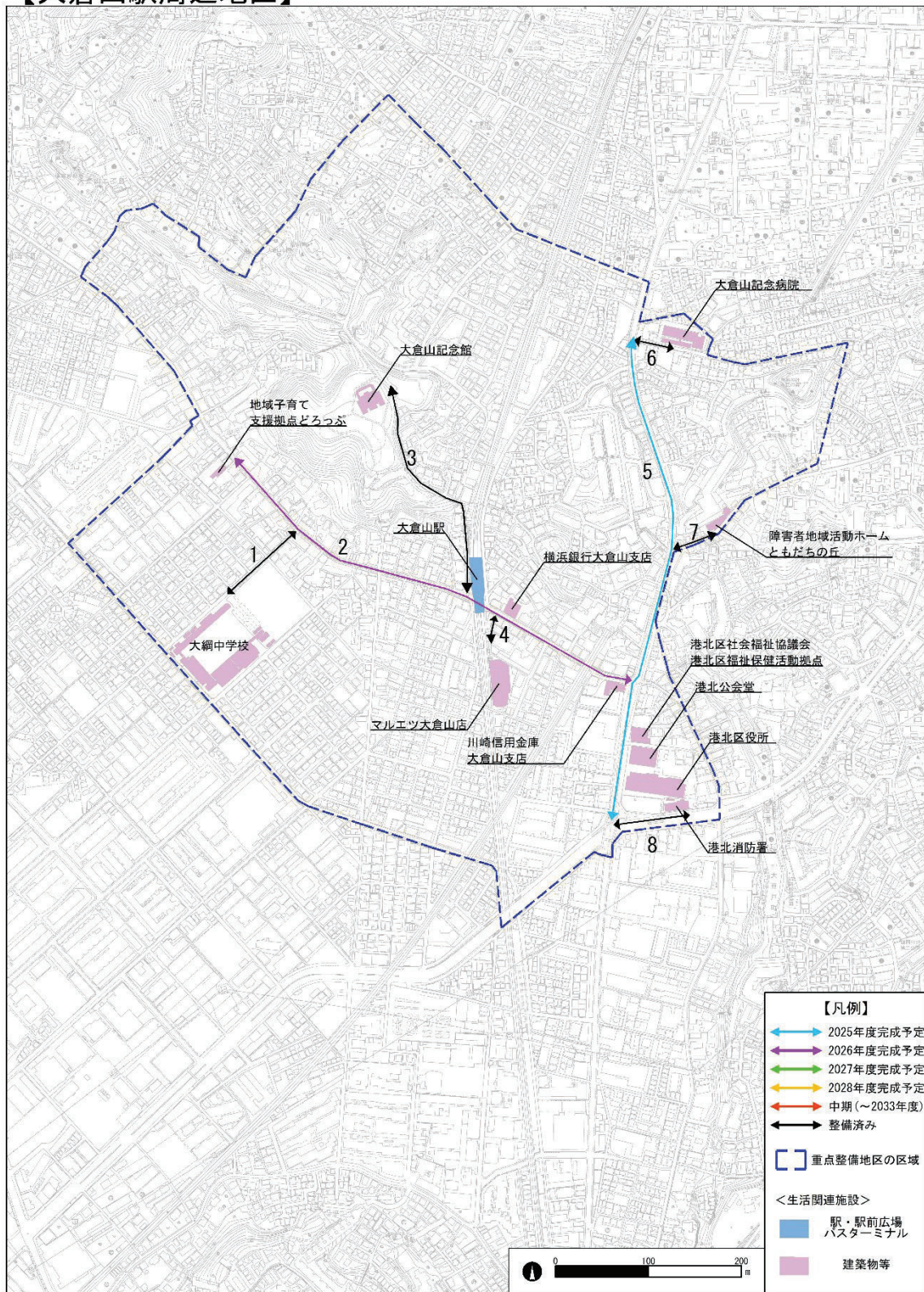
1) 個別経路の事業計画

【大倉山駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間				事業内容と事業量																事業実施 予定期間 (年度)					事業実施に 関して配慮 すべき 重要事項				
経路名称 事業区間	事業 延長	経路の 種別	歩行 空間の 確保	道路構造の改修					視覚障害者誘導用 ブロックの 敷設・改修				その他																
				歩道の 拡幅	車道 の改修	歩道の改修			連続 経路 誘導 の	交 差 点 等 の			排水 施設 の改修	誘導 シートの 設置	乗 降 場 の整 備	案内 板等 の設 置	排水 施設 の敷 設・改 修	音 声 案内 板の 改修	案内 の変更							エ ス カ レ ー タ ー の 音 声			
						全面 改修	部 分 改修	平 坦 性 の 改 善		歩 車 道 境 界 の 改 修	部 分 敷 設	交 差 点 等 の																	
				m	m	m	m	箇所	箇所	m	m	箇所	箇所	m	m	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	2025	2026	2027	2028	中期			
2	新古田第441号線	300	●								260	1										●	●						
5	県道東京丸子横浜	350	●									2										●							

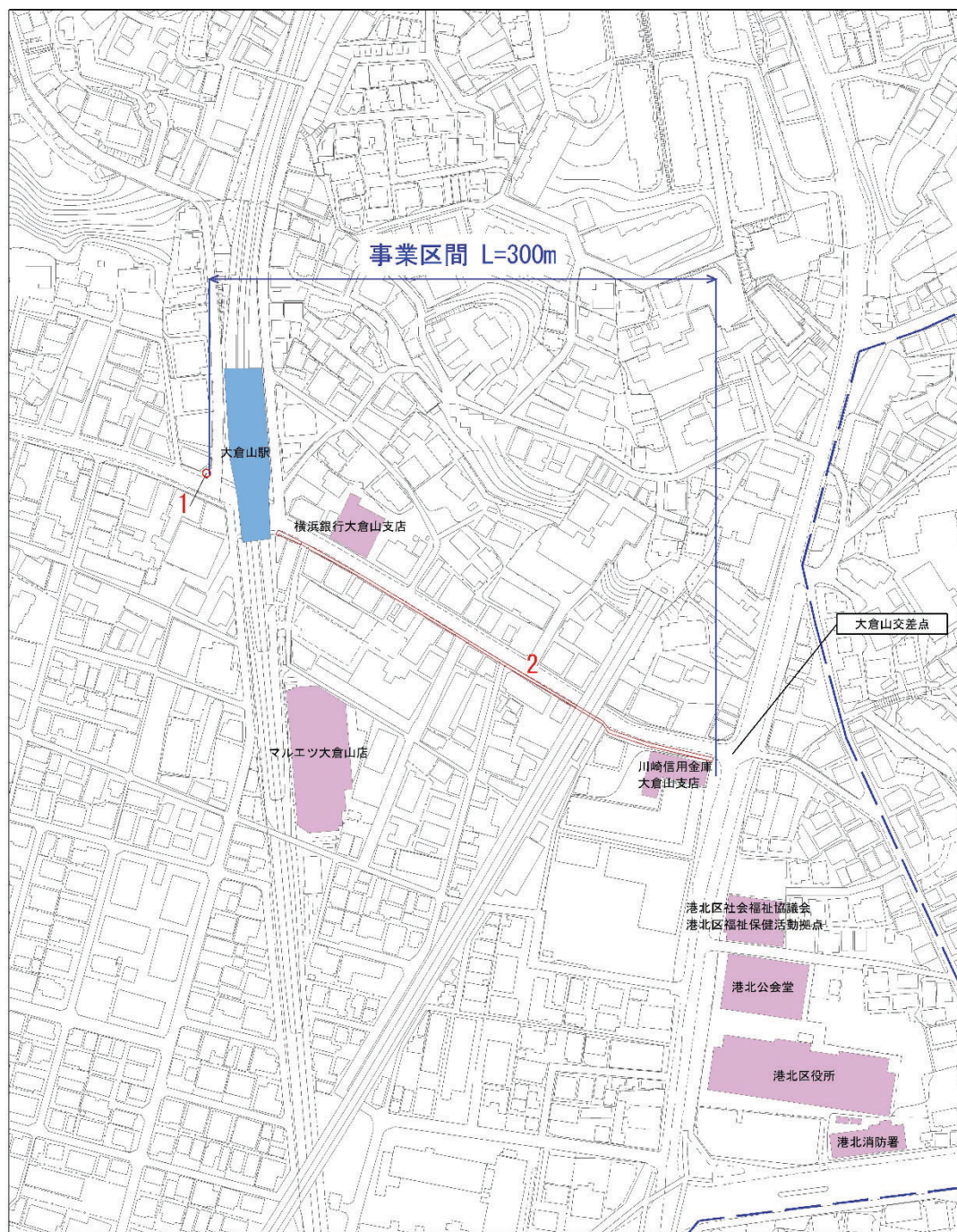
2) 道路特定事業計画の対象経路

【大倉山駅周辺地区】

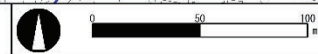


■大倉山駅周辺:経路2

道路特定事業計画書【生活関連経路】						
経路名		新吉田第441号線				
事業区間		大倉山駅西口先～大倉山交差点				
事業番号		【O-2-5】【O-2-6】				
事業延長		300m				
事業実施予定期間		2025～2026年度				
【整備方針】						
課題：【O-2-5】 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。						
【O-2-6】 視覚障害者誘導用ブロックと舗装の輝度比が確保されていない。						
対策：【O-2-5】 視覚障害者誘導用ブロックの設置。						
【O-2-6】 視覚障害者誘導用ブロックの塗装改修。						
【事業内容】						
整備項目				事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保						
歩道の拡幅		m				
道路構造の改修						
車道の改修		m ²				
	歩道の改修	全面改修	m			
		部分改修	m ²			
		平坦性の改善	箇所			
		歩車道境界ブロックの改修	箇所			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修						
	経路誘導の連続敷設	新設	m			
		改修	m	260	2	
	交差点等の部分敷設	新設	箇所	1	1	
		改修	箇所			
その他						
排水施設の蓋改修		箇所				
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】						



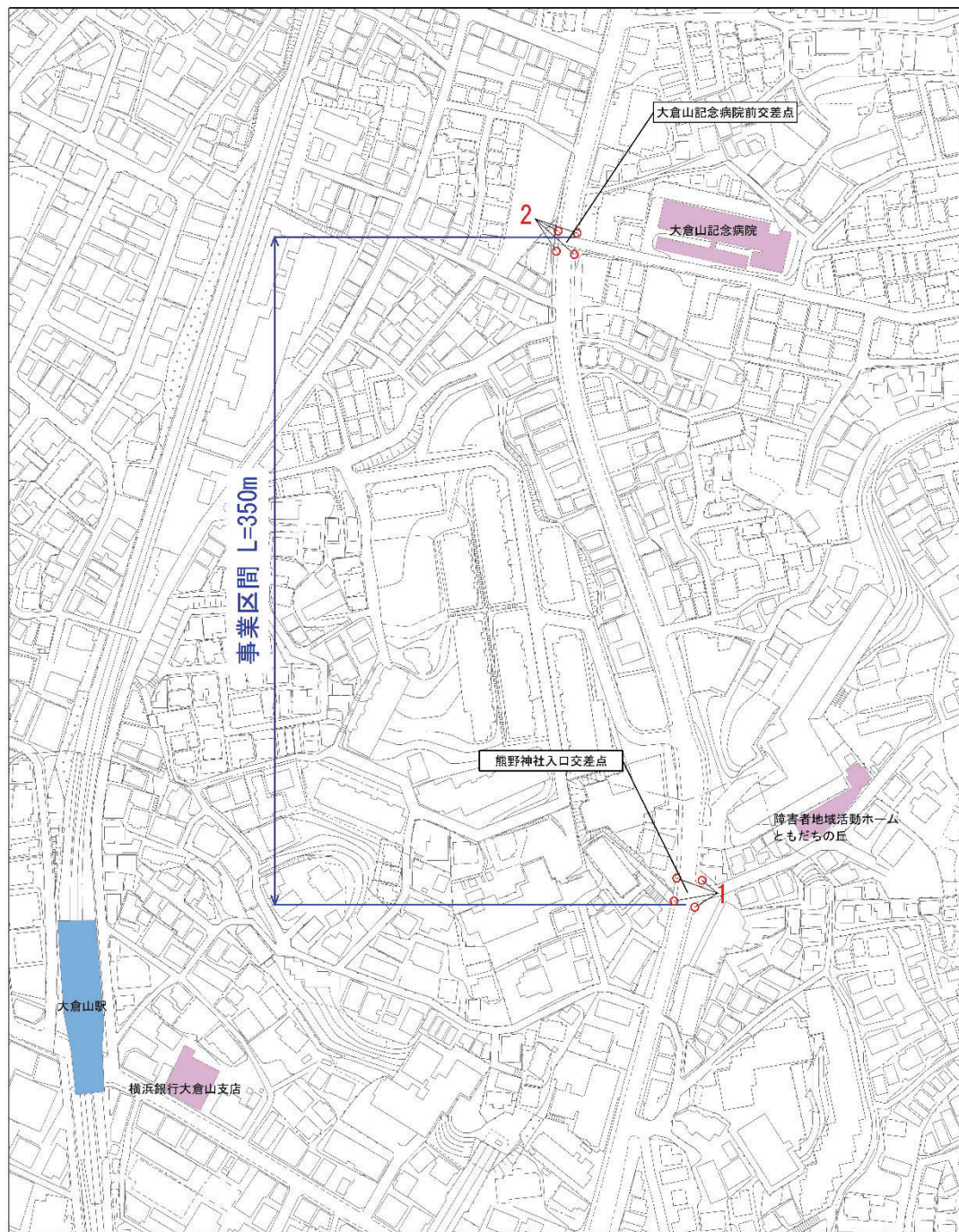
【凡例】	
	重点整備地区の区域
1	整備箇所



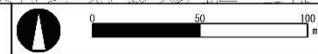
【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

■大倉山駅周辺:経路5

道路特定事業計画書【生活関連経路】						
経路名		県道東京丸子横浜				
事業区間		熊野神社入口交差点～大倉山記念病院前交差点				
事業番号		【O-2-10】【O-2-11】				
事業延長		350m				
事業実施予定期間		2025年度				
【整備方針】						
課題：【O-2-10】【O-2-11】 視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない。						
対策：【O-2-10】【O-2-11】 視覚障害者誘導用ブロックの設置。						
【事業内容】						
整備項目				事業量	箇所番号	備考
歩行空間の確保						
歩道の拡幅		m				
道路構造の改修						
車道の改修		m ²				
	歩道の改修	全面改修	m			
		部分改修	m ²			
		平坦性の改善	箇所			
		歩車道境界ブロックの改修	箇所			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修						
	経路誘導の連続敷設	新設	m			
		改修	m			
	交差点等の部分敷設	新設	箇所	2	1,2	
		改修	箇所			
その他						
排水施設の蓋改修		箇所				
【事業実施に際して配慮すべき重要事項】						



【凡例】	
	重点整備地区の区域
1	整備箇所



【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

7. 道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ・ ホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- ・ 道路の有効幅員を狭める不法占用物件の解消や、通行の妨げとなる放置自転車等を防止するために指導、撤去を行うとともに自転車駐車場の利用を呼びかけます。

全ての人が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民等の関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

横 浜 市
新横浜駅・小机駅・大倉山駅周辺地区
道 路 特 定 事 業 計 画

2025年10月

横浜市港北区港北土木事務所
〒222-0037 横浜市港北区大倉山七丁目39-1
電話：045-531-7361 FAX：045-531-9699

横浜市道路局道路部施設課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10市庁舎22階
電話：045-671-2731 FAX：045-550-3376